

令和 7 年

# ふれあい通信

第 7 号

7月 3日



## 夏の交通安全県民運動

7月15日(火)～24日(木)

### 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

夏休み期間中に子どもの事故が増加する傾向があります

子どもが被害者となる交通事故は、**自宅周辺**で多く発生しています

○子どもに対して、道路を横断するときは「信号を守る」、「横断歩道がある場所では横断歩道を渡る」、「左右を確認する」等の交通ルールを呼びかけましょう。

○運転者は、**歩行者へ思いやり・ゆずり合いの気持ち**を持った運転をしましょう。

### 2 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

#### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

#### 全世代でヘルメットを着用しましょう！

○自転車事故で死亡した人の約**53%**が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用している場合と比較して、着用していない場合の致死率は約**1.7倍**と高くなっています。(警察庁HPより)

**ヘルメットにより命は救われます！必ず着用しましょう！**

### 3 飲酒運転・ながら運転等の危険運転の根絶

「ながら運転」は周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な事故につながる危険な行為ですので絶対にやめましょう。 **「ながらスマホ」は絶対にダメ！！**

### 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進

#### ◆ドライバーの方へ

横断歩道上における歩行者の通行を妨害する行為は道路交通法違反

信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

#### ◆歩行者の方へ

○道路を渡り始めて右からの車に注意している間に、**左から車が近づいている場合があります**。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側(左側)の車に注意しましょう。

○横断歩道に接近する車両に対して、可能な限り手を挙げるなど**横断する意思表示**をしっかりとしましょう。

左からの車



危険



右からの車

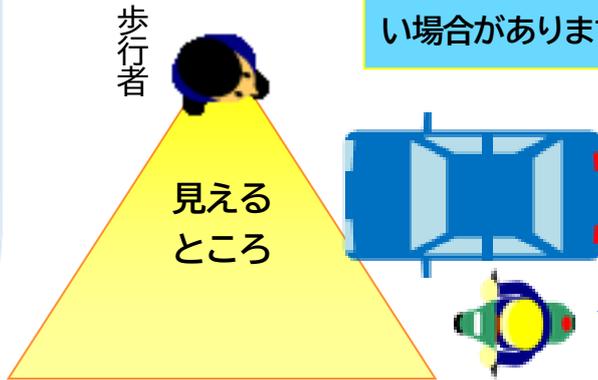
# 二輪車の事故防止

バイクに乗るときは、ヘルメットをかぶり、あごひもはしっかり締めましょう。  
服装は長そで長ズボンを着用し、手袋、プロテクターなども身に付け、万が一の事故に備えましょう。



## 死角に気づいていますか？

バイクは車に比べて小さいため死角に入りやすく、見えにくい場合があります。



**車の間をすり抜けるのは大変危険です。**

バイクは他の人や車から見えにくいので事故の原因になります。



# 警察官騙りの詐欺が多発！！

県内で、警察官騙りの詐欺が多発しています。

犯人は「+」から始まる国際電話番号や実在する警察署の電話番号を表示させて、あなたの自宅電話や携帯電話に電話をかけています。その後、LINE などのメッセージアプリに誘導し、ビデオ通話で偽物の警察手帳や逮捕状等を示し、「あなたに逮捕状が出ている」「お金を調べる」などと言う手口でお金を騙し取ります。警察官等が LINE で捜査のやり取りをしたり、お金を要求したりすることはありません。

話を聞き込むと、犯人はあなたを不安がらせて正常な判断ができない状態にしますので、このような電話があった場合はすぐ切断を！！



- 固定電話は国際電話番号からの着信を休止するサービスを活用しましょう。
- 防犯機能付き電話等を活用し、見知らぬ番号からの電話には出ないでおきましょう。
- 不審な相手と話した場合は一度電話を切り、自分で調べた連絡先(最寄りの警察等)に確認しましょう。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。  
滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム  
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp